

第五章 新憲法と木曾山林高校の発足

昭和二十一年（一九四六）から同三十四年（一九五九）まで

昭和二十一年十一月、本校は木曾三校の中で一番早く文化活動に取り組んだ。戦後楽器といえばハーモニカ程度しかなかった。当時、三年生の矢沢一剛（44回）先輩の指導でハーモニカ楽団が結成された。写真にはハーモニカは吹けるが、楽器がない者も参加している。

文・写真 高木昭男（45回・高1）



はじめに

「戦争の世紀」と呼ばれた二〇世紀、その最たる第二次世界大戦は、広島・長崎への原爆投下、日本の敗戦で終りを告げた。わが国では六百万人を越す犠牲者（注一）を出し、その後には続く食糧不足と社会・経済の混乱は悲惨を極めた。しかし敗戦を教訓とし、民主主義を土台に新憲法を制定し、わが国は新たな平和で文化的国家を目指して、その一步を踏み出した。

そしてその実現のための教育改革、すなわち学制改革をはじめ様々な諸改革が実施された。本校もこうした中で新制高校「長野県木曾山林高等学校」として新たな出発をした。

一方、わが国の森林は、それまでの戦時伐採に続き、戦後も復興資材として多くの木材が伐り出された。また伐採跡地への造林の必要性から、本校からも引続き多くの卒業生を林業界へ送り出した。そして戦前に変わらぬ濃密な授業と実習は、産業界における本校卒業生の評価を高からしめるものがあつた。

さらに本校では、木材加工部門の拡充をねらって、敗戦の混乱の中ではあつたが、「木材工芸科」（現、インテリア科）を蘇門会や地域の強力な支援のもとに発足させることができた。

こうして開校時から半世紀を経て、ようやく播種、植林から保育、そして伐採、加工さらにデザインにまでわたる「森林と木の文化」の総合的教育体制を整えたのである。

敗戦直後の混乱の中、まず学校体制を整え、さらに木材工芸科の新設、学制改革への対応等々、渡邊勇校長をはじめ学校当局の苦悩が偲ばれるが、しかし建学の精神を堅持しさらに発展させる礎づくりを立派に果たされたというべきであろう。

校内にあつては生徒諸君の明るく闊達な力こそ、学校の命であり原動力であつた。特に本校における教師と生徒が協力して難局にあたる伝統が、ここでも見事に生かされてきたのである。

特に自治会の発足は、校友会の伝統を受け継ぎ、民主主義の精神及びその実現を追求し、実践に移していった。さらに相撲部の全国大会出場は、同部の伝統を復活させると共に、明るい話題を提供し、他の部にも強い刺激を与えた。

一方、蘇門会も全国に支部をひろげ、そのきずなを強めた。その力は、昭和二六年の創立五〇周年記念事業にも発揮された。多くの卒業生が、苦しい中でも変わらぬ母校愛を示し、傷んだ講堂の修復をはじめ熱気あふれる式典が挙行されたのである。

また本校が現在地移転以来の懸案だった上水道問題も、古屋清校長が、杭の原地区住民と図つてついに解決をみたのも、この困難な時期であつた。

本章では、国や県内の動きを背景に、この混乱期の様子、新制高校への移行期を、当時の在校生だった方々の証言をもとに述べたい。さらに戦後わが国林業復活の状況、新制高校としての本校の模様を時を追つて見ていきたい。

（注一）三省堂『明解世界史A』改訂版

第一節 戦後の混乱の中から

一、戦後の混乱と新しい憲法

ポツダム宣言受諾と玉音放送

昭和二〇年（一九四五）八月十四日の御前会議において、天皇はポツダム宣言受諾の断を下した。

戦地で絶望的な戦いが続く中で、連合軍による大規模な本土空襲は大都市を破壊し、地方都市にまで拡大していた。本土決戦を叫ぶ大本営の勇ましさと逆にな、多くの国民の戦意は崩れつつあった。ソ連の参戦は日本の抗戦に最後の止めを刺す結果となり、広島、長崎への原爆投下は、そうした状況を決定的にした。

翌八月十五日正午の玉音放送によって、国民は日本がポツダム宣言を受諾し連合国に降伏したことを知った。初めて聞く天皇の肉声による詔勅により、国民の多くは驚きと悔しさ、そして長い戦争が終わったことへの安堵感の入り混じった複雑な思いで、茫然自失した。

学校教育の改革

戦時体制に組み込まれて来たわが国の学校教育は、敗戦により大きく転換することになった。

まず八月二一日には「戦時教育令」の廃止に関する通知が出され、学校教練、戦時体練、学校防空関係の訓練廃止と、出陣学徒、勤労動員学徒の学校への復帰が求められた。さらに八月二八日には、学徒勤労令を解除し九月中旬までに授業を再開するようにとの文部次官通達が出された。しかし具体的な教育改革は、占領軍の指導によって推進されることになった。

八月三〇日、トルーマン大統領によって連合国軍最高司令官に任命されたマッカーサー元帥は、シャツ姿の丸腰で厚木基地へ降り立った。ここに日本は歴史上初めて占領軍の支配下におかれ、マッカーサーを頂点とする連合軍最高司令部（以下GHQ）は超法規的存在としてわが国に君臨し、戦後の諸改革を推進したのである。

一〇月二二日、GHQは『日本教育制度に対する管理政策』の覚書を日本政府に手渡し、今後の教育改革に対する基本的な姿勢を示した。その内容は、第一に軍国主義的、超国家主義教育の禁止であり、第二に基本的人権思想の教育及び実践の確立であった。また、この覚書及び数日後に出された指令によって軍国主義者・超国家主義者および占領政策に反対する教師・教育関係者の罷免と、自由主義・反軍国主義的思想のゆえに教壇を追われていた者の復職への道が開かれた。更に同年十二月三日には『修身、日本歴史及び地理停止に関する件』についての指令が出され、修身、国史、地理の授業は停止、教科書も回収となった。

長野県下における教育改革も、文部省の通達を受け急ピッチですすんだ。

県下における教育改革

〔昭和二〇年〕

一〇月八日 『終戦に伴う教科用図書取扱い』についての県通達が出され、当面教科書は現行のものを継続使用してさし支えないが、適当ではない教材については、全部又は一部を削除して、慎重を期すこと。

一〇月一五日 学校教練・武道は、正課、課外を問わず廃止すること。

一二月二四日 天皇、皇后の写真（御真影）は、至急宮内省へ奉還し、来る一月一日の拝賀式場に奉掲してはならないこと。

一二月二六日 御真影は、学校を明示して地方事務所へ提出すること。

学校教練、武道関係器材の処理について、即時転用又は廃棄すること。

〔昭和二十二年〕

一月二三日 軍国主義的・超国家主義的な教員、又は占領政策に反対する教員の罷免。反軍国主義的又は自由主義的傾向の故に罷免された教員の再任用。

二月二一日 御真影奉安殿について、それが神社様式をもつ建築である場合は撤去すること。

七月二五日 秩序運動としての命令、号令等は最小限度にとどめ、学校から軍事色を払拭するよう指導すること。

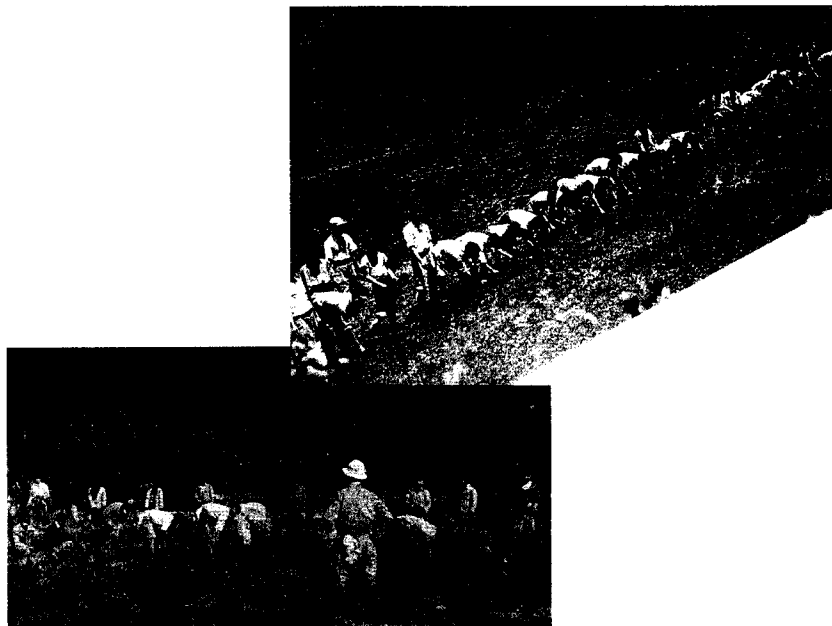
七月二九日 御真影奉安殿は、すべて撤去又は取り壊すこと。

敗戦とそれに伴う価値基準の転換は、教育現場に動揺と混乱をもたらした。特に学校内から軍国主義的風潮を一掃することは、それがかつては日常的な雰囲気であっただけに、教師も生徒も戸惑うことが多かった。しかし、教科書の墨塗りや奉安殿の撤去など、一連の身近な変化の中で、いくつかのトラブルを経ながらも時代の転換を実感し、それを受け入れていった。

一方、激しいインフレにともなう経済の混乱は敗戦後時間がたつにつれて激化し、特に食糧不足は深刻な事態となって育ち盛りの児童生徒等を苦しめた。軍事施設や農村への強制的な学徒動員は敗戦により終わったが、農村の労働力不足が食糧増産の障害となっていた。事実が動かしがたく、「援農」の名のもとで児童生徒も動員されるに至った。『秋期農繁期食糧増産援農』についての県通達（昭和二〇年一〇月八日）により、一週間以内という制限付きではあったが、学徒が稲刈りやさつまいもの収穫に動員された。県では、さらに『学徒勤労作業指導に関する件』の通牒（十一月二六日）により、食糧状況への対処と教育効果をあげるため「学びつつ働く」態勢を整備する必要性を訴えた。勤労作業は正規の授業外で課すのが原則であったが、必要がある場合は正規の授業を休止して課すことも可能とした。翌年三月には、未曾有の食糧危機が教育活動に困難を生じてきているとして、学校農園の設置を呼びかけた。五月には学徒の協力を、「春秋農繁休業を含めて五〇日以内」に拡大した。また、学徒の昼食携行が困難な地方では、午前中のみ授業をす

るか、始業時間を早めて昼食に帰宅させる等の適当な措置を行うべきとし、状況によっては授業中止のやむなきに至ることも有り得ることを示唆した。

深刻な食糧難の進む中で、GHQの指導のもと、政治・経済



写5-1・2 本校生徒による田植えと稲刈りの勤労作業
『卒業アルバム』(柳川貢・46回・高1・蔵)

の改革は進んだ。その最大のものが憲法改正であった。憲法改正草案は吉田内閣により第九〇臨時帝国議会に提出され、昭和二十一年(一九四六)一〇月七日、若干の追加と修正を経て成立し、十一月三日に発布された。

この憲法改正は、改正という手続きを取ってはいるが、天皇の政治的権限をすべて削り主権者を国民であると明記した点で、全く新しい憲法の成立といってよかった。

国民主権、戦争放棄、それに基本的人権の尊重という三原則による徹底した民主憲法は、大多数の国民から好意をもって迎えられ、翌二十二年五月三日に施行された。

二、教育基本法と学制改革

憲法論議と並行して教育改革が進められた。

GHQの軍国主義的・国家主義的教育の禁止と教職追放などに関する指令が相次ぐ中、昭和二十一年(一九四六)三月にアメリカから「対日合衆国教育使節団」が来日した。国内でも使節団に協力するために東大総長南原繁を委員長とする日本教育委員会が組織され、重要な役割を果たした。

使節団は日本の民主的教育制度をつくりあげるために調査・研究を行い、三週間余の滞日の後「報告書」をマッカーサーに提出した。その内容は次の通りである。

①日本教育の目的と内容

② 国語の改革

③ 初等及び中等教育の教育行政

④ 教授法と教師養成教育

⑤ 成人教育

⑥ 高等教育等

これらは、個人の価値と尊厳を基礎とする能力と適性に応じた民主教育を基本理念とし、官僚統制を排除し、教育の機会均等を保障するものであった。この「報告書」の精神と改革の原則は、戦後教育の基本方針となり、我が国の民主的教育制度確立の出发点となった。

使節団の報告は全面的に受け入れられたが、その実現にはさまざまな困難が予想された。しかし吉田内閣は日本教育家委員会のメンバーを中心に内閣所轄の「教育刷新委員会」を設置し、改革を進めた。こうして単線型の教育制度である六・三・三・四制による新しい学校制度を盛り込んだ「教育基本法」と「学校教育法」が、昭和二二年（一九四七）三月三十一日公布、翌四月一日施行された。

「教育基本法」は憲法と同様前文のある珍しい法律である。前文には、戦後教育にかける大きな期待と理想がうたわれている。

① われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決

意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

② われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

③ ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

（「教育基本法」）

この基本法の内容は、教育の機会均等、義務教育九年制、男女共学、学校教育及び社会教育の位置付け、政治教育および宗教教育の制限、それに教育行政のあり方にわたったものである。

「学校教育法」は、教育基本法の具体化措置を講じた法律であり、小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園のほか特殊学校等の各学校に関する規定が定められている。またこの法律は、男女差別の撤廃、定時制の発足、障害者の就学等を規定し、教育の機会均等を強く指向した内容となっている。

この二つの法律の制定により、戦後教育の民主化政策が法的に整備された。

図5-1 第二次大戦前後における我が国森林面積とその蓄積

		森林面積	森林蓄積
戦前	1939年	4623万5000 ha	
	1940		24億9962万 m ³
戦後	1951年	2495万2000 ha (戦前比54%減、内、国有林58%減)	
	1952		11億7212万 m ³ (戦前比53%減)
	1960		18億3079万 m ³
	1995	2515万 ha (約20万 ha 増は沖縄県復帰、拡大造林等)	34億8300万 m ³

(総合年表『日本の森と木と人の歴史』日本林業調査会)

三、戦後復興と林業政策

1、失われた森林、荒廃する山

長く続いた戦争により、戦争用材の強制伐採、未植栽地の増加など日本国内の森林は荒廃していった。敗戦によって樺太・朝鮮・台湾を失い、我が国の森林面積は戦前の五四パーセント、蓄積は五三パーセントにも落ち込んだ。(図5-1参照)

昭和二十年十一月、政府は食糧増産、海外引揚者対策などから国内で開拓事業をすすめるため「緊急開拓事業実施要綱」を

閣議決定した。開拓

の対象となった民有林野は七万二五〇〇ヘクタールに及び、その後もその面積は増大した。さらに、戦災によって失われた建物の復興と修理によって大量の木材を必要とし、昭和二五年以降の特需景気も加わって、二六年度には約七九〇〇万

立方メートルに達するほどの過剰伐採がおこなわれた。これは当時の年平均生長量を一・七〜二・八倍も上回るほどの伐採量となり、将来における森林資源の危機的状況が憂慮された。こうして、多くの森林が失われるとともに、それに伴う災害が発生した。とくに枕崎台風、カスリン台風など相次ぐ台風により一層被害が広がった。

2、統制の解除

昭和二〇年八月十五日から二七年四月二八日の講和条約発効の日までの六年余は、GHQの占領行政下にあった。

二〇年十一月、「木材配給統制規則」が改正公布され、戦時統制によって設立された日本木材株式会社・地方木材株式会社による木材配給の独占体制が解体された。さらに翌年六月、GHQの指令により両社は解散し、戦時中からおこなわれた木材の配給・価格の統制は二五年に廃止されて、約十年目にして自由な生産と販売の体制が復活した。

また、二二年に皇室財産としての御料林を農林省に無償所管換えすることになった。

同年末には第一次農地改革となる「農地調整法」が公布され封建的地主制度を一掃した。森林についても同年二月に某新聞のスクープ記事として「林野所有五町歩制限問題」が発表された。農地改革の次は山林解放という雰囲気の中で林業関係者に

大きな衝撃を与え、猛烈な反対運動が展開された。動揺した一部の森林所有者は林木の乱伐や、所有名義の家族分散化に狂奔した。

しかし、農地改革のめざす目的は、林業の場合には必ずしも当てはまらなく、しかも大規模経営の方が小規模経営よりも高い生産性を上げるといふこと等から山林開放までには至らなかった。

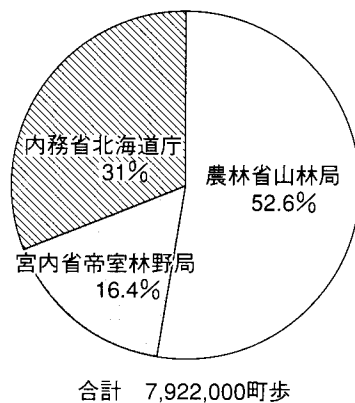
3、御料林の解体と林政の統一

昭和二二年三月、農林省山林局（四一六万八千町歩）、宮内庁帝室林野局（一三〇万千町歩）及び内務省北海道庁（二四五万三千町歩）の所管林野を、農林省所管の国有林にして、総合的計画の下で施業の展開を図ることにした。いわゆる「林政の統一」がなされた。また、同時に国有林野事業を企業的に運営し、独立採算性を採用する「国有林野事業特別会計制度」が同年四月に創設された。

木曾郡下の御料林も国有林に移管されることになり、西筑摩郡十六カ町村の町村長を中心に「御料林対策委員会」を作つて森林の払い下げ運動を展開した。また、国の方針のもと帝室林野局木曾支局の庁舎に長野営林局がおかれた。

このようにして、戦後の国有林は制度的に確定され、経営方針は二三年の「国有林野経営規定」に盛り込まれた。同規定に

図5-2 林政統一前の森林所有



よると、国有林野は「国土の保安その他公益を保持し、国民の福祉増進を図ることを旨とし、森林資源を培養し、森林生産力を向上するとともに、生産の保続および経営の合理化に努めること」を経営の目的とした。

新たな装いで出発した国有林経営であったが、昭和二五年頃までの財政は困難をきわめ、事業は計画どおり進展しなかつた。

4、国土緑化のスタート（造林行政）

昭和二〇年四月、「戦時森林資源造成法」が公布されたが、これを同年十二月に「森林資源造成法」に改正し、国土緑化事業が始められた。三億円を限って、いわゆる証券造林が始められたのである。これは造林者が造林する場合、造林費の半額を払い込んで政府の発行する造林証券を買い、造林完了後政府が

その証券を額面で買い上げるといふもので、実質的には半額の国庫補助であった。しかし、インフレの進行下であったため、実際に造林完了後に受け取る補助相当分が目減りし、結果的には造林費の二〜三割程度しか該当しなかったことなど、成果が上から二三年三月をもってこの証券造林は打ち切られた。その後は一般造林の半額補助が進められることとなった。

二一年から公共事業制度が始まった。造林事業は、林道・治山事業とともに、国土保全・治山治水の観点から公共事業に組み込まれた。

二五年に朝鮮戦争が勃発し、木材需要が急増したので、伐採が急速に進行した。しかし、これに対して造林事業は社会情勢の不安や資金・苗木・労力不足のために遅々として進まなかった。そのため、五月に五カ年の時限立法「造林臨時措置法」を公布した。これは、知事の指定した伐採跡地等緊急に造林を要する土地には、土地所有者に造林の義務を課し、土地所有者が造林の意欲のない場合は、知事が第三者を指定して分収造林をさせるというものであった。

また、この年の一月に、国土緑化推進委員会が結成され、国民運動としての緑化・造林事業推進の機運を盛り上げた。

二六年には、森林法が改正された。森林資源の保続を基本理念として、伐採跡地に対する造林の義務規定が設けられた。

伐採跡地への造林という戦後林政の重要課題は、経済の復興が具体化するとともに、造林者の意欲も回復し、造林面積は急

速に増大した。二九年には一年間に四三万ヘクタール余の人工造林地ができあがり、戦後最高となった。

なお、前述したとおり、園原咲也（一回）は、戦争で荒廃しきった沖縄の緑化事業に献身的な努力をし、同県緑化推進委員会から「沖縄近代林業の父」とたたえられた。この園原をはじめ多くの卒業生たちが、国土緑化のために立ち上がったことは特筆すべきことである。

長野県では、成長が早く病害にも強いカラマツの造林が奨励されて各地で一斉に造林が始まった。南佐久郡川上村では広大な苗畑でカラマツの苗木生産が盛んにおこなわれて、北海道をはじめ全国各地に出荷された。優良苗木育成のため精英樹（母樹）が注目され、カラマツの造林ブームが醸成された。

本校演習林のうち、大平山演習林（第八林班）のカラマツが昭和十八年に戦時伐採された（伐木は当時の三年生が行った）。戦後伐採跡地に再度カラマツを植え付けたが、食料難や資材不足の中で造林は難渋した。特に大平山は全体が急傾斜地であり、伐採跡地には灌木が繁茂していて作業がはかどらず、かつ植栽した苗木の生育も阻害されて造林不成績地となっていた。しかし、毎年春期実習は先ず大平山の地拵え、植栽、補植から始まり、夏の下刈りまで、生徒は汗を流して回復に努めた。その結果三〇年代までには、見事に緑の山になった。

また、中部電力株の要請を受けて、電熱床でのカラマツ挿木苗の養成実験を行ったり（第六章）、林業試験場より生長の早

いといわれたイタリーポプラの苗をいただいて植栽試験などを行った。

5、森林・林業の復興とその歩み

統制解除・林政の統一・林野庁の発足などその体制を整えながら、戦争と戦後復興のために荒廃した森林の再生と林業振興を目的にいくつかの施策が打ち出された。次に前述以外の振興策について『戦後林政史』（大日本山林会）をもとに概観する。

① 森林法の大改正

前述のように森林荒廃による国土保全機能の低下と、森林資源保護の危機が多くの識者に憂慮されるなど、社会的要請を受け、昭和二六年六月に森林法が大改正された。この改正の主なものは、森林計画制度と森林組合制度である。このうち森林計画制度は、従来の施行案監督制度を廃止して新たに設けられたもので、森林基本計画・森林区施業計画・森林区実施計画からなっている。森林基本計画は、農林大臣が国有林・民有林を対象として策定し、これに基づいて森林区施業計画及び実施計画は都道府県知事が策定するものであった。この計画によって一般の民有林に対しても、伐採の許可制と届出制度が定められた。これは、適正伐期齢級以上の立木の伐採は事前の届出制、齢級未満の場合は許可制とするものであった。

森林組合制度の改正により、組合は任意設立、加入脱退の自由、役員選挙権の平等などの協同組合原則に基づく協同組織となり、さらに施設森林組合と生産森林組合の二種が設けられた。このように、この森林法の大改正によって、我が国は計画的に森林の保続培養を図ることになった。

② 治山行政

戦時中の乱伐、伐採跡地の放置などにより、山地災害が拡大傾向にあったので、政府は昭和二一、二二年にわたって、山地荒廃の実態調査を行った。その結果崩壊地や地すべり地等の荒廃林地が二五万五千ヘクタールに及ぶことが明らかになった。

この基礎調査に基づき、「第一次治山事業五カ年計画」が発足した。厳しい予算の中で二四年から二八年までの五カ年に行われ、荒廃地に造林が進められた。

山地治山施設	八万七千ヘクタール
海岸砂防造林	一万二千ヘクタール
災害防止林造成	三万四千ヘクタール
水源林造成	二九万ヘクタール
保安林改良	八八万八千ヘクタール
災害復旧	一万四千ヘクタール

このように保安林機能向上のための林相改良や水源機能向上

の事業も新たに盛り込まれていた。

また戦後我が国は、全国各地に台風、集中豪雨による大災害が発生したので、昭和二三年に公共事業として「保安林整備強化事業」が五カ年計画で始められた。これは重要な河川流域の水源地帯の森林を整備するものであった。また二八年に異常な水害が西日本を中心に発生し、それを契機に翌年五月に「保安林整備臨時措置法」が公布された。流域保全の観点から流域単位ごとに保安林の配備や国の保安林買入れ等の保安林整備計画を策定し、これに基づいて、保安林の整備が強力に推進された。この法律は十年間の時限立法であった。その後も再三にわたり延長されて現在に至っている。

③ 林業金融

明治三十年代に不動産担保金融機関として設立された日本勧業・農工・北海道拓殖の各銀行では森林担保金融を導入した。

しかし林業は自然的条件による生産の制約、生産期間が極めて長いこと、担保価値の評価が困難なことなどから森林所有者への融資はそれほど行われなかった。たとえ貸付がおこなわれても林業以外の事業資金がほとんどで山作りに使われることは皆無であった。

戦中・戦後の混乱期における林業融資は、各都道府県の森林組合連合会の段階にとどまっていた、森林所有者の資金的満足は得られなかった。林業金融の本来的な課題である長期低利が

融通され始めたのは、昭和二六年三月、「農林漁業資金融通法」が公布されてからである。これが昭和二八年四月に設立された農林漁業金融公庫に受け継がれ、林業にとっては唯一ともいわれる制度金融が生まれた。これによって技術面での指導普及と相まって資金面での山づくり体制が整えられた。

④ 林業普及指導事業

前述のように、戦中・戦後の森林の過剰伐採、戦後の社会不安による造林意欲の喪失によって森林荒廃は深刻さを増し、造林の必要性が急務であることが深く認識された。そして、造林事業を経営として成立させるためには、育林経営の合理化と技術向上が必要であり、そのためには林業の新技术普及指導を行わなければならないかった。

このような状況をふまえGHQの要請により、昭和二四年六月に、林野庁の林務部を指導部と名称を変え、その中に研究普及課を設置して林業の普及指導事業はスタートした。発足当初は「林業技術研究普及助長事業」と称し、「林業に関する試験研究を強力に推進し、その成果の急速な普及を図ってわが国林業の振興に貢献する」ことを目的としていた。

翌二五年に各都道府県に林業技術普及員が設置され普及組織が整えられた。普及員は林業専門技術員が県庁に、出先機関には林業地区技術普及員を置き、林業技術に関する試験研究の成果を普及することになった。

四、郡下における高校教育の新たな動き

1、蘇南高校の新設

「新憲法に基づく「教育基本法」で、民主的な文化国家建設の実現は、根本において教育の力にまつものとした。さらにその中の第三条で、教育の機会均等を強くうたった。これは敗戦の混乱の中、新制中学・高校の発足などの学制改革に強く反映され、新たな希望につながる施策として木曾谷の人々にも歓迎された。

しかし、この観点から木曾郡全体を見渡した時、必ずしも満足すべき状況にはなかった。本校はじめ木曾中学、木曾高等女学校は、それぞれ新制高校として昭和二三年四月発足したが、それは郡全体を見ると福島町（現、木曾福島町）にすべて集中するという状況であった。

高校新設運動

こうした中で、木曾郡南部地域では高校の新設運動がおこった。ここにも本校を産み育てた木曾谷住民の学校教育にかける期待と熱情をみることができる。その間の事情を『蘇南高校三十年史』（同校創立三十周年記念事業実行委員会 昭和58年）、『桐の花』（木曾東高等学校同窓会 昭和57年）をもとに触れてみたい。

当時の南部地域の状況は、高校通学に極めて困難をきたしていた。例えば、蘭村（現、南木曾町蘭）では、福島町の高校に通うためには、午前三時、四時に起きなければ通えなかった。そのため通学困難を理由に高校進学を断念する者や、県境を超えて岐阜県の高校へ通う者も多数いた。

このような状況下、新制高校の発足する前年には、南部地域に高校の新設運動が始まっていた。すなわち同二二年十二月、大桑村以南の六カ村の代表が県知事等へ陳情すると共に、蘇南高等学校設立期成同盟会が結成され、同盟会長に坂田仲蔵読書村長を選んだ。翌二三年一月には、校名を蘇南高等学校として「蘇南高等学校設立請願書」を県議会に提出した。

木曾山林（東）高校の定時制分校設置

しかし、この時期は各村とも前年の新制中学発足に伴い、財政面を含め大変な時期であった。しかし、南部地域では高校新設も切実な問題であった。例えば小学校を卒業したばかりの若い勤労青年の職業訓練などを目的とした青年学校が、新制高校発足に伴い、昭和二三年三月に廃止されてしまった。困った村では、急場の策として木曾山林高校の定時制分校（後に木曾東高校に移管、詳細は後述）を県に陳情し、読書村、大桑村に設置した。読書村では、読書村開拓道場を校舎として農業科、被服科、木材工芸科の三科を設けて発足。第一回の入学者は六二名。専任教諭は一名。設備は各町村の負担であった。

同二五年六月、県議会の文教委員が現地調査のため来村した折、同盟会では県立高校新設を強く訴えた。しかし県側の態度はかたく、動かすことはできなかった。そこで翌年三月、大桑村を除く南部五カ村は、当面は県立高校を断念し、先ず組合立で設立し、その後県立移管をした方が現実的だと判断して、その運動方針の変更を各村議会で決議した。

さらに同二七年九月には、木曾東高校定時制の読書分校生徒会では、蘇南高校設立促進の署名運動を始めた。その中で生徒達は、自分達の通う学校を「卒業の見込みのない定時制」として訴えた。それは、定時制の最終学年は本校である木曾東高校のある福島町に一年間通って単位を取得しないと卒業できないことになっていたからである。昼間仕事を持ち、夜遠い福島町へ通うことは、不可能な生徒が多かったため次々と学校をやめざるを得ない先輩や級友に心を痛めていたのである。

五ヶ村組合立蘇南高校の発足

もはや猶予ならない状況と判断した南部五カ村は、同年十二月組合立高校の設置を決定し、「蘇南高等学校組合」を設立した。昭和二八年一月十日、第一回組合議会を開催し、組合長に坂田読書村長をはじめ役員を決め、教育課程作成委員に、太田美明読書中学校長の他、十三名の小中学校長に委嘱した。また予算として設立準備予算十四万八千円、建築特別会計予算一六五万円、組合予算三〇一万八千円を承認した。さらに同日付け

で設置認可申請書を県教委に提出した。翌二月四日、県は蘇南高校の設置を認可した。

こうした並々ならぬ地元の熱意と運動により、昭和二八年、五カ村組合立の蘇南高校は発足したのである。その運動をつき動かしていったものは、教育の機会均等にとどまらず、地域文化の向上、地域の新たな産業振興さらには住民生活の安定を含めた、強い期待と熱情であった。そのため発足した学校は、インナーコースを設け、極めて地域と密着した特色ある学校に発展していった。

すなわち四月一日、読書中学校を仮校舎に、次のような体制で発足した。

全日制

普通科A (大学進学コース) 四〇名 (男女)

普通科B (選択による商業コース) 四〇名 (男女)

普通科C (選択による家庭コース) 四〇名 (女)

定時制

中心校 普通科 (男女)

四月十五日、初代校長横内秀雄を迎え、第一回生一〇三名の入学式、開校式が行われたのである。この後県立移管が大きな問題として残されたが、昭和三十年五月の県議会で議決され、六月一日より移管された。この間、県とのやりとりの中で、財

政問題の他に大きな問題になったのは、木曾谷における高校の配置問題である。当初県は、「木曾東・西高校の合併と蘇南高校の県立移管は同時に行わなければ、蘇南高校の県立移管はない」との方針を打ち出していた。この問題は、その後も尾を引き、生徒急減期に入る昭和五七年四月には、木曾東・西高校は統合され、木曾高校になった。

五、終戦の混乱期と本校

1、証言「思い出を語る会」

本校には、昭和二〇年八月の終戦前後の記録がほとんど残されていない。しかし当時在学していた方々から「思い出の記」をいただき、貴重な証言を得たことは幸いであった。殊に高校第一回卒業生（昭和二〇年四月入学、二四年三月卒業）である山口毅（45回・高1）は、有志十一名と二度にわたり「終戦・学制改革の時代を語る会」を蘇門会館等で開催し、さらに資料としてまとめ編纂された。この他にも、蘇門会副会長の小林和夫（41回）・三浦清一郎（43回）等も、有志を募り同様の会を開催して貴重な証言を残した。こうした諸氏の尽力は、空白の時期を埋めて余りあるもので誠に感謝にたえない。

まず、山口によってまとめられた証言をもとに、混乱しつつも新しい時代に立ち向かった本校生徒の姿を見たい。

①昭和二〇年四月から八月終戦まで

東京、大阪をはじめとして、国内各都市は空襲で破壊され、本土決戦が叫ばれていた。この時代の入学には、次のような時代背景があった。

我々の小学校時代は、昭和十二年支那事変勃発の年に入学し、昭和二十年国民学校高等科卒業という戦時教育の真つ只中に育った軍国少年であった。本校入学の動機といえは、宮内省職員となる御料林、全国規模の国有林、県の林業職員、バルプ会社等の身分保障のある安定した職場を求めるか、山持ちの子弟は自家林業の経営に従事するか、といった具体的な目的意識を伴ったもので、県外から六名、郡外から八名の入学を含み一〇〇名の入学であった。しかしこの時代、高等科二年在学中に軍人志願、軍需工場の徴用、義勇軍、船舶兵、国鉄職員など国家総動員法による強制的志願措置がとられたことから、親にすれば進学させることは、子供の身の安全を守るということでもあった。

終戦までは、二・三年の上級生は、主として御料林事業に長期間学徒動員されていたが、我々は厳しい軍事教練と授業の中間を御料林の阿寺、灰沢などへ一週間〜一〇日位の日数で勤務奉仕にかけ下刈りなどの作業に従事していた。校舎には大同製鋼（名古屋）の機械が入り、校庭は畑となって学校の様相は一変していた。

②終戦により学校の兵器類を破壊処理

終戦直後の九月頃と思うが、連合軍が進駐して来る前に、学校の軍事教練用の兵器類が処理された。三八式歩兵銃、銃剣、グライダー等について、兵器庫横の石垣を利用して銃や剣を折

り曲げたり、グライダーは分解処理して、校内空き地、演習林に埋め込んだり、学校下の橋からダム湖に投げ込むなどの処理を三年生が担当して行った。こうして多くの生徒は敗戦の厳しさと連合軍進駐に脅威を持ったのであった。

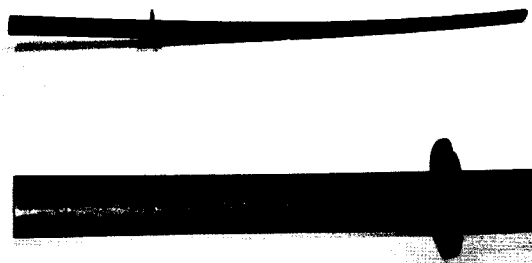
●コラム 戦時中の木刀

昭和二十年秋、敗戦国日本に進駐軍が来て、日本の実情を知るべく、係官が母校の査察にくるといふ話が伝えられた。当時兵器庫にあった三八式歩兵銃をはじめとする兵器類、武道関係の道具があつてはまずいということとで、これらを破壊、焼却処分することになった。

剣道部員あこがれの有段者専用の黒胴の防具も例外ではなく処分されてしまう。何とも惜しいと思ひ、入手しようと思つたがかなわず、代わりにこの木刀をそうっと隠して家へ持ち帰り、今日まで五十有余年、大事にしまつておいた。木刀は誠に形もよく、鐔つばのついでいる木刀は当時としても珍しいもので、柄のところが一段と艶つやが良いのは、戦前・戦中の山林健児の汗と脂がしみ込んだもので、実に貴重な木刀である。時々素振りをして當時を思い出していたが、今回母校創立百周年を記念し、歴史上の貴重な語り部として、大切に保存していただく

ことを願ひ、母校に返却するものである。
平成十二年三月二十一日

第四十三回卒業生 剣道部員 今井弘幸



写5-3 山林健児の汗と脂のしみこんだ木刀。
下は柄の部分拡大したもの

③ 志願軍人の復学、編入学、新入学

本校在学中に軍人志願した者は、復員後ただちに復学し、高等科卒で軍人志願した者は十二月頃までに五名が一年生に編入学してきた。これらはいずれも同年齢の者であったから、その取り扱いに特に問題はなかった。

しかし翌二一年四月、新入学者には年長の復員軍人がいて、中には選挙権を有する者、堂々と喫煙する者等々、学級内に違和感を覚える面があった。先生方はこれら生徒に対しては特に配慮して対応していた。これらの復員学生は、海軍飛行予科練習生、陸軍少年兵（飛行兵、戦車兵）又軍需工場徴用者などであった。

④ 終戦から新制高校発足までの授業

入学から軍事教練、学徒動員、勤労奉仕などが続くなか、授業半ばにして八月一五日の終戦を迎えたが、本校の場合休校することなく八月一五日後も通学はそのまま続行されていた。しかし、敗戦の混乱は激しいものであって、世相は人心共に動揺し、先生方も生徒も恒常的授業をすることはできず、分散しながらの授業であった。二一年の年が明けた頃から系統的、継続的に授業が行われるようになったが、林業専門教科以外の普通教科は先生の数も不足してなかなか進まなかった。

林業専門教科は古い教科書やガリ版刷りの教材により、造林、森林経理、森林土木、森林利用、測量、測樹などの講義が進め

られたが、メモ用紙、野帳、製図用紙などがなくて、古紙や家庭にあった紙の裏などを利用した。専門教科の実習は、食糧難による空腹や衣服、履物の不足が付きまとった。特に寄宿舎の食糧事情などは困難を極めたが、先生方の熱意によって思い出に残る実習となり、習得するものが多かった。

国語、英語、物理、化学などの普通教科は一部を除いて古い教科書が使えず、専ら先生の講義メモによっておこなわれたが、物理、化学など実験室は軍需工場化したままであり、利用できなかった。生徒の学力程度は低く、先生方も困っていたのではないかと思う。このような事情も昭和二二年になると先生方もそろい、生徒も安定した授業を受けることができるようになった。

⑤ 進駐軍による学校教育査察

昭和二一年になると、進駐軍が通訳を伴って学校の教育内容の査察に来校した。授業中の教室に入り、授業内容を見聞査察した。これ以前には一部教科書の塗り潰しなどの対応のほか、戦時中の学校教育の記録・書類なども、学校側により棄却されたとと思われる。

⑥ 食糧不足に苦しむ

食糧不足は極めて深刻で、寄宿舎生はろくに食事もとれなくなり、九月末から一ヵ月ほど自宅待機に入った。十一月再び学

校生活に戻ったが、相変わらず食糧難が続いた。舎生は自宅から米の粉、大豆、麦粉などを持ってきて炬燵で煮たり焼いたりして飢えをしのぎ、また通学生の家に行って夕飯をいただいたり、弁当を持ってきてもらったりした。演習林の木の芽をはじめワラビ等の食べられる物は何でも食べた。校庭には大豆やサツマ芋等を作付けしたが、収穫期にこっそり失敬したり、杭の原の農家のリング園から無断頂戴もした。熾烈を極めた食糧難時代を生き延びたのは通学生の家庭の協力や杭の原農家の方々の寛大さによるものであった。

⑦戦後の民主主義教育は新憲法を学ぶことから始まる

日本国憲法は、昭和二十一年十一月三日公布され、二十二年五月三日から施行されたが、この新しい憲法については二十一年早々から新聞、ラジオで論ぜられ、国民の最大関心事であった。戦後の民主主義教育は本校でも新憲法講義から始まった。

京都帝大出身の原（旧姓深沢）秀夫先生が早くから憲法問題について講義され、軍国時代・戦時に育った我々も新しい時代を認識して、原先生の講義を素直に受け入れ学んだ。あの新鮮さは今も記憶に強く残っている。

二十二年から二十三年頃になると原先生の急進的思想論調がますます高まり、生徒への影響が強くなった。公立学校の先生にもかかわらず革命的講義をするという批判的記事が新聞に掲載されると、生徒の一部が新聞記者に事実と反するといって抗議し

た。また原先生については、後に警察予備隊に応募した卒業生の話によれば、面接で原先生の講義内容を質問されるなど、当局にマークされていたようであった。

しかし、この憲法講義が、新しい時代の民主主義教育の第一歩であった。生徒達が、混乱の中にも軍国時代から大きく変わった時代を認識し、民主主義への理解を深めたのは、この憲法講義によってであった。



写5-4 原秀夫教諭を囲んで 野球大会での優勝であろうか。教諭の右隣の生徒はカップを持っている
(宮下美智代氏提供)

⑧ 在学生の新制高校への移行

昭和二二年四月教育基本法、学校教育法が公布施行され、これにより現在に至る学校六・三・三・四制となるのであるが、昭和二二年小中学校が六・三制に切り替わったことにより、義務教育が一年延長されたので、中学校より高校への入学は昭和二三年にはなかった。

我々は、昭和二三年三月に卒業する予定で入学したが、二三年四月に新制高校の発足にともない、旧制卒と新制高校移行組とに別れた。学校では新制高校一学級は確保しなければならぬので、先生方は分散して家庭訪問をし、生徒数の確保に努力され、四七名が新制高校三年生として残り発足した。旧制か新制高校に残るか判断は、当時国民全体が戦後の苦しい生活の中で、就職難、学資問題、食糧不足などから、生徒、父母共に迷った結果のことであつたし、先生方も一学級を編制するには、一学級程度の生徒数が必要であつたりして共々苦勞した。これらの問題を乗り越え本校も、県下九〇余校と共に新制高校として発足した。

農専（旧高等農林専門学校）進学は、二三年三月旧制卒が最後となって、翌二四年卒は新制大学進学となる。

高校二期生の昭和二四年になると、新制高校制も理解されて、約九〇名中六二名の大多数が新制高校に進んだ。

図 5-3 学制改革当時の旧制から新制高校への移行経過（山口毅・45回・高1回・作成）

入学までの義務教育	在 学 年 次							卒業年次	進学対象校	摘 要	
	※ 学制改革（新制高校）										
	昭 20 ・ 4	21 ・ 4	22 ・ 4	23 ・ 4	24 ・ 4	25 ・ 4	26 ・ 4	27 ・ 4			
国民学校 高等科2年卒 (義務教育 8年)		1年生 1年生	2年生 2年生	3年生 3年生	3年生				45期(旧制卒59名) 46期(旧制卒47名)	旧高専 新制大学	旧制、新制共に 入学は、同時
〃			1年生 1年生	2年生 2年生	3年生 2年生	3年生			46期(旧制卒37名) 47期(旧制卒62名)	— 新制大学	〃
〃				1年生 1年生	1年生	2年生 3年生	3年生		48期(全員新制卒 在学4年)	新制大学	
新制中学 3年卒 (義務教育 9年)						1年生 2年生 3年生			49期(全員新制卒 在学3年)	新制大学	入学から、卒業 までの在学は新 制高校に完全移 行

- 46期、47期卒は同級生でありながら、旧制と新制があつて卒業年次が異なる。
- 木材工芸科は、22年新設なので、22～24年間に卒業生がなく25年3月が最初で、47期となる。
- 新制高校に移行する23年4月の入学者はいない。